湯沢町議会だより 第94号

_	在藤守正	定である。	んからアンケートを頂く予望」という形で町民の皆さ	また今年度中に「町への要る作業部会を立ち上げる。	議会委員および町職員によ始めたい。公募を含んだ審	今年の九月頃から作業を	えているか。	作業の手順はどのように考成せねばならないが、策定	H U	る計画書」である。今次計「町の全ての施策を管理す「総名言画」に十年間の	
般	多くの町民の参加町の総合計画の作	いう従来のアンケートのやと「町への要望」を聞くと求めてほしい。つまり漠然などに載せて町民の意見をし、それを「広報ゆざわ」	議会などの議を経て原案とその素案を策定委員会や審	当者がまず定めることだ。体的な内容を役場の実務担日にすり、そのでは、	町が取り組むべき事業の具初の作業は、その期間中に	画を策定するに際しての最についての注文がある。計町民アンケートの集め方	質問	委員の公募は行う。	町長答弁	つもりか。	
質	日の参加と議会	年を見据えた総合計画を策し、多くの皆さんの意見をリイントを実施し、シスの皆さんの意見をパブリックコメントを実施し、イントを実施	定前にも新聞折り込み、ホら策定したい。また原案策	() J	体的な施策について、町民湯沢町のあるべき姿と具	町長答弁	対象にしてほしい。てその全体を議会の審議の	が、事業計画の部分も含めうのが従来のやり方だった	しか提案しないと 識会には計画の目	である。それが町民参加に文しての意見を求める。	にすってつ意見をやめるべ原案を町民に示して、それり方ではなく、作成途中の
	云の充分な審議を経て	いても議会の皆さんのご意ものであり、基本計画につれる。ただし基本計画についる。ただし基本計画は基づいて作成する	決でよしとされているので、本構想(目標の部分)の議	自治法第二条四項には基町長答弁		えるが、いかがか。 会の議決事項にすべきと考 総合計画はその全体を議	質問	だく	容についても審議していたもちろん議会にも事業内	うにしたい。うにしたい。	なってい ごうて、 羨々な者の方からも審議会委員に定したい。 マンション定住
ſ	TT で TT TT TT TT TT TT TT TT TT TT TT TT			するつもりである。	全体を議決事項にすべしとであるならば、基本計画の	及ばないような提案の仕方のみで、計画の中身にまでもし議会への提案が目標	る旨定められている。	るが、それ以外の事件も条項目にわたって列挙してい	会が議決すべき事件を十五自治法九十六条には、議	佐藤発言	ら決定して行きたい。